第十七条に次の一項を加える。

2　機構は、前条第一項の規定により基金を設けた場合には、当該基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第十九条第一項中「第十七条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同条第四項中「第十七条第三号」を「第十七条第一項第三号」に改める。

附則第二条第九項第一号中「第十七条第一項第一号」を「第十七条第一項第一号」に改め、同項第二号中「第十七条第二号」を「第十七条第一項第二号」に改める。

附則第六条第二項中「第十七条第二号」を「第十七条第一項第二号」に改める。

附則第十八条第二項中「第十七条第一号」を「第十七条第一項第一号」に、「同条第二号」を「同項第二号」に改める。

第二十五条　国立研究開発法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十三条を次のように改める。

（株式等の取得及び保有）

第十三条　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

（国立研究開発法人建築研究所法の一部改正）

第二十六条　国立研究開発法人建築研究所法（平成十一年法律第二百六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十三条」を「―第十三条」に改める。

第十二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十二条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十二条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条」を「第十二条」に改める。

（国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法の一部改正）

第二十七条　国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所法（平成十一年法律第二百八号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十二条」を「―第十二条」に改める。

第十一条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

第十一条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十一条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改める。

（独立行政法人自動車技術総合機構法の一部改正）

第二十八条　独立行政法人自動車技術総合機構法（平成十一年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十二条の二　機構は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十三条第一項中「前条第一号」を「第十二条第一号」に改める。

（国立研究開発法人国立環境研究所法の一部改正）

第二十九条　国立研究開発法人国立環境研究所法（平成十一年法律第二百十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十二条」を「―第十二条」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（株式等の取得及び保有）

第十一条の二　研究所は、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の五第一項及び第二項の規定による株式又は新株予約権の取得及び保有を行うことができる。

第十二条第一項中「前条」を「第十一条」に改める。

（内閣府設置法及び不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正）

第三十条　次に掲げる法律の規定中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改める。

一　内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四条第一項第十六号

二　不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）附則第二十九条（見出しを含む。）

（研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第三十一条　研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律及び大学の教員等の任期に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項中「第一条の規定による改正後の研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（以下「新研究開発能力強化法」という。）」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「新研究開発能力強化法」を「、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改め、同条第二項中「新研究開発能力強化法」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改める。

附則第四条中「新研究開発能力強化法」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に改める。

（健康・医療戦略推進法の一部改正）

第三十二条　健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律」を「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」に、「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

（独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第三十三条　独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第二項中「第十二条の二」を「第十二条の三」に改める。